

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十四号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部を改正する条例

第一条 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

第一条（佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（介護補償）</p> <p>第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十三項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 略</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 略</p>

第二条（佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（介護補償）</p> <p>第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態</p>

改正後	改正前
<p>にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 略</p>	<p>にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十三項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 略</p>